

主な論点案について

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

これまでの議論を踏まえた主な論点案

- 法の基本理念に基づき、「循環器病の予防や普及啓発」、「保健、医療、福祉サービス提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」の3つを設定
- 具体的な目標及びその達成の時期の設定

(1) 循環器病の予防や普及啓発

- 生活習慣病の予防や循環器病の正しい知識について、子どもの頃からの国民への普及啓発を推進 等

(2) 保健、医療、福祉サービス提供体制の充実

- 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- 循環器病患者を救急現場から医療機関に、より迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築
- 医療機関の機能連携や役割分担による地域での高度医療・24時間体制の救急医療の確保
- 循環器病の重症化予防や再発予防等のための多職種が連携した保健、医療（リハビリを含む）、福祉サービスの提供、地域包括ケアシステムの実現
- 地域の特性を踏まえた循環器病の患者が相談できる総合的な取組
- 循環器病患者に対する緩和ケアの推進
- 手足の麻痺、失語症、高次脳機能障害等の後遺症に対する支援体制の整備
- 循環器病の患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援
- 循環器病対策を担う専門職に対する教育・研修
- 先天性心疾患や家族性高コレステロール血症等といった小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 等

(3) 循環器病の研究推進

(第3回協議会での議論を追加)